

	<p>(減額される額)</p> <p>翌年度分の固定資産税の3分の1の額を減額。(当該マンションの家屋にかかる床面積100㎡相当分までを限度)</p> <p>(修繕工事の要件)</p> <p>次の1、2のどちらにも該当するマンション</p> <ol style="list-style-type: none">1. 大規模修繕工事を過去に1度以上実施したことがある新築された日から20年以上経過している10戸以上のマンションであること。2. 令和5年4月1日～令和9年3月31日の間に2回目以降の大規模修繕工事を完了していること。3. 長寿命化工事の実施に必要な積立金を確保していること。
--	--